利益相反の開示について

発表される研究内容について、公正な結果解釈・評価につなげるために、当該研究にかかわる 利益相反情報を開示していただく必要があります。

- 1. 日本麻酔科学会が主催する学術集会、シンポジウム、講演会、市民公開講座等の発表・講演に際しては利益相反関連事項への記載が必須になります。
- 2. 申告対象となる期間は抄録提出日を基準として過去3年間です。
- 3. **演題発表の対象となっている研究内容に関連するもので**、申告対象期間内に以下の利益相反記載事項に該当する場合は、利益相反ありを選択の上、演題発表内容に関連する企業や営利を目的とする団体名と 金額を申告してください。
- 4. 報告対象となるのは発表者、及び共同研究者・共同発表者です。
- 5. 利益相反の有無は、発表時にスライド又はポスターに開示してください。詳細は「COI掲示」表を参照してください。

当該研究に関連した個人の利益相反記載事項

- 1. 役員・顧問職 企業や営利を目的とした団体(以下、企業等、という)の役員、 顧問職であり 1 つの企業等から、年間 100 万円以上の報酬を受け取っている場合
- 2. 株式 1 つの企業等の株式から、年間 100 万円以上の利益を取得した場合及び当該 発行済株式数の 5%以上保有している場合
- 3. 特許権使用料 年間 100 万円を越える場合(1 企業あたりの金額)
- 4. 目当・出席料・講演料等 年間 50 万円を越える場合(1 企業あたりの金額)
- 5. 原稿料 年間 50 万円を越える場合(1 企業あたりの金額)
- 6. 研究費 1 つの臨床研究に対する総額が年間 100 万円以上の場合
- 7. 奨学寄付金(奨励寄付金) 1 名の研究責任者に対する総額が年間 100 万円以上の場合
- 8. 寄付講座の所属・給与を受け取っている場合
- 9. 企業からの物品・施設・役務の受領、企業研究者の研究へ参画がある場合
- 10. その他 年間 5 万円以上の報酬等 (研究とは直接無関係な旅行、贈答品等)を企業等から受けた場合

筆頭著者及び共同著者の利益相反について申告してください。1 名でも該当ありの場合は、表の「あり」を選択して、上記「個人の利益相反記載事項」を参考に、その内容を備考欄に 『例)6. 研究費 1,200 万円』のように記入してください。

*利益相反情報は査読担当者全員に開示されます。個人が特定される名称の記載は行わないでください。